



11・9原告団ついに結成

自からの闘いを決意

まず結集めざし討議へ

今年五月、三池大爆発損害賠償請求裁判に踏切った三池のCO患者・遺族四百二十人の原告団はこの十日に開廷された第一回公判の闘いに先立って去る三日、待望の「原告団」の結成に成功した。

結成は三池労組三池指導部で開催され、二階会議室にあふれるばかりの原告がかけつけて、原告団の結成を相互に心から祝い合い、この重大な裁判闘争を最後まで闘う決意を誓った。

結成された原告団は、決意をみんなのものにするために、まず次のことを全原告のものと提起し、大衆討議の後、来たる十二月

上旬に第一回原告団総会を開き集約をはかることとなった。

一、原告として、自からの立場を明確にする。

二、裁判闘争で求めているのは何か。

三、CO患者とその家族の損害賠償の事実を明確にし、自からの闘いとして原告団の結成をはかる。

これまでCO患者・遺族の闘争は、三池指導部十一分会新聞、いのち(二八号)が指摘しているように、資本の攻撃に対する防衛の闘いだったといえる。

第一に、たとえ現行労災の枠

りきりの補償を勝ちとったところで、CO患者とその家族と遺族の生活上の不安や苦しみは、なかなかしななかった。

しかも第二に、三井資本は今もなお、人殺しを続けている。

同紙、いのち、は、「半殺しにされたうえに、ドレイノ同様にあつかわれていた」ともいっているが、原告団のこれからの活動の意義は、はかり知れず大きい。

原告団結成に際し、その推進に当たる役員は次の通りであった。

会長 沖 克太郎
副会長 三池指導部長(三川) 生松 浩口

その規約

原告団結成と同時に、三池大爆発CO患者・遺族裁判原告団規約もできた。

全項十六条。「原告団は、三池労組の方針及び指導に基き、原告団員相互の励ましと連帯協力を強め、強固なる団結によって、一一ゆくこととなる。

九一三池大爆発損害賠償請求事件の裁判を通じて、労災法の抜本的改正を追求し、併せて裁判闘争の勝利を目的とする(第二条)としている。

事務所は、大牟田市不知火町二丁目七十六番地の三池労組内に置いて、全原告団の結集をはかってゆくこととなる。

(三川四分会長)

同 永江ミユキ (遺族会役員)

右のほか、会計、幹事などがきまっています。右の役員で今後ますます自主的に、原告団活動が推進されてゆくことになる。

なお、右の原告団活動については、三池労組の組合員とその家族の心からの支援が求められる。とまれ、同原告団の発展を祈っておく。

原告側からは各藤嶋彦・本田俊之助弁護士に、谷端書記長、大層法対部長が立ち会ったが、とくに裁判長の尋問に対し藤井医師はこたえた。

一、現在行なっている治療は、治療法のぞめず、外部からの細菌類の侵入を防ぎ、一日でも長くその生命を保つため、であり――

二、昼夜にわたる両親の看護は絶対不可欠である。むしろ治療を行わないうちの夜間こそ、側を離れることを許さなう。

このような被害者に対して、これからは裁判に公正を期すべく、裁判長の目にとり映ったらうか。

豆コソト

○紙不足深刻

お札ヤイ

――庶民

○宴会つづき

タダ酒にじびれた

招待マヒの役人

○LPGA値上げ

玉砕だ!

――神風タクシー

○犯罪も女性上位

昔はよかつたなあ……

――石川五右衛門

○反比例

上昇中――近頃の物価

下降中――田中の人気

裁判長は何を見たか

七日、宮島さんの実地検証

一・九抗議集会、三池大爆発損害賠償請求裁判の第一回公判を目前にした七日、明日とも知らぬ重症のCO患者の宮島重信さん(熊本大学医学部附属病院第一内科入院)に対する、福岡地方裁判

所の実地検証が行なわれた。その日はあわてて、主治医の藤井二医師に対する尋問も行なわれたが、裁判長はこの裁判を担当する、同地裁判第三部の高石博良裁判官。

この措置は、三池労組(宮島重信さん)からの、「証拠保全申立」にもとづいて行なわれたもので、「いま植物人間」とさえ称されている宮島重信さんの惨状が果たして同裁判長の目にとり映ったらうか。

十一月五日、合同機械工業組合下の組合員三十万人がイギリス各地で「労資関係法をつぶせ」とストを行なった。

同法はトス規制法といわれ、成立の過程で大反対闘争が展開されたいわくつきの悪法。【連合】

三項を闘争の指標に

全労働者の闘いにも奇与

三池労組・三池主婦会決意表明

昭和三十八年十一月九日午後三時十五分、三池第一斜坑において炭じん爆発が起きてより、本日は十度十日目の日にあたります。あのときの数日間(三日)は、いまも悪夢のような気がしてなりません。

いったい労働者はなぜ、こうもむじめに生命をなくし、かくも悲惨な死に方をしなければならぬのか、誰がこうさせるのか、あのとき私たちが、世界中に向かって声の続く限り絶叫したい気持ちでした。また家族の悲しみと怒りの

深さは、はかり知れないものでした。このころこそ資本の恐るべき虐殺の標本であり、労働者として絶対に許すことのできない、かくむべき人災でありました。

だが当時の栗木社長は、「今度の事故は保安を無視した増産から起きた」という説明もあるが、実際に保安を無視した生産はあり得ない。炭じん爆発は全山爆発になりやうが、三池がそうならなかつたのはびしびし保安が行届いていない諸先生と総評弁護団の先生、さらにはCO・遺族守る会の全国の働く仲間や民主団体の方々からの、真情のこもる指導の鞭

の支えがあったればこそです。その闘争の成果を勝ち取ることはできましたが、しかし私たちが要求内容からすればいまだにほど遠いものでありませぬ。

その日以後私たちが、命を守る闘いを反合理化闘争の原点に据え闘いを強めて参りましたが、この闘いは私たちが取りまく情勢をも変えてしまいました。

高度経済成長政策は、独占の公害たれ流しを助長し、住民の総反発、総攻撃を受ける結果を招き、物価政策は異状の高騰を招き、インフレーションを招きました。これに、国民を反自民・反独占に結集する状況をつくりだしました。じかして田中内閣は独占奉仕をやめず、日本列島を総公害の危険にさらそうとしています。

私たちは社会情勢の推移と変化に即応し、過去十年にわたるCO・遺族闘争を継承発展させ、本年

五月十一日、三井鉱山を相手とする福岡地方裁判所に対し、損害賠償請求裁判を提起しました。請求額は八十七億二千七百万円。原告四百二十名のまさにマンモス訴訟であり、その第一回公判を明日にひかえた抗議集会であります。

この裁判闘争をすすめるための「訴訟救助」の認定も、はからずも九・二八坑内火災の日に出された総評・炭労・両県評の皆さんをはじめ、社会党・共産党・CO守る会・各民主団体、さらには総評弁護団の先生や医師団の先生方に、心よりお礼を申し上げることも、これからも一層の指導と御協力を願ひ申し上げ、決意を表明させていただきます。

昭和四十八年十一月九日

三池炭鉱労働組合
三池炭鉱主婦会
(古賀組長が朗読)

決意

一、私たちが、この裁判闘争を通じて、三井鉱山の生産第一主義・保安サボの責任を徹底的に追及する闘いとす。

広がるCO闘争の火

都高教組内に守る会の動き

今、東京都高校教職員労働組合の内で、三池CO・遺族守る会、山形万壽雄先生らに加わり、「三

池CO・遺族を守る会への加入とCO裁判闘争支援カンパ、お願いのアピールが配られた。連絡先は東京都千代田区一川橋二六一一、都高教職員組合書記長・原田真先生

御礼

このほど四山指導部大島分会の原田千恵子さんから三池労組に対し、御母堂御逝去に寄せられた香典のなかからとして、多額のCO

闘争資金カンパをいただきました。心からお礼を申し上げます。

三池労組